

エルンスト・ルドルフ・フーバーと 「国制史」研究(1)

今 野 元

0. 研究企画「ドイツにおけるナショナリズム研究」

昨今のナショナリズム研究を概観する時、我々はそこに三つの問題を指摘することができる。(一) ナショナリズム研究が反ナショナリズム「教壇預言」の性格を帯び、政治化した議論が史料的裏付けの不十分なまま説かれているという問題。従来のナショナリズム研究は、しばしばナショナリズム克服の為の啓蒙運動と一体不可分であった。ナショナリズム礼讃のための研究が問題視されるべきことは無論だが、ナショナリズム排除のための研究も、予め下された政治的価値判断を「学問」の名で権威付けている点で同類だということが見過ごされている。とりわけ1980年代以降には、ネイションが「虚構」、「架空」、「欺瞞」であることを暴露するという「社会構築主義」理論が流行し、日本では「過去の克服」の主体としてですら、ネイションの存在を許容しないという急進的反ナショナリズムが説かれている。東日本大震災後の日本で散見される「国民」的連帯の呼び掛けも、学界ではいかがわしい煽動として戒められることがある。また民族の悠遠なる歴史を説くナショナリストへの反撥から、ナショナリズム研究者は「ナショナリズムは近代の産物」を合言葉にナショナリズムの歴史の短さを力説し、同時に「ポストナショナル」な地域統合、あるいは「グローバル」な秩序意識への期待を公言している。門外漢の近現代研究者が、前近代における「日本」意識や「ドイツ」意識、国民国家の「前近代的基礎」を、「理論」に基づき演繹的に否定するという傲岸不遜は、前近代研究者を苛立たせている¹⁾。現代政治研究でも、左派の偶像ヴィリー・ブランドが「ベルリンの壁」崩壊に直面して述べた有名な言葉「共に [一つの民族に] 属するものが癒合する」(Was zusammengehört, das wächst zusammen) が、日本のドイツ研究界では(意図的に?)「共に属するものが今や共に育つ」などと不可解な誤訳をされ、民族の一体化に感激した長老ブランドの燃え

る愛国心が曖昧にされている²⁾。畢竟我々が学問と政治とを同一視するならば、白黒図式の歴史認識を助長し、歴史の逆説を見逃すことになりかねない。「それが一体どうなっていたのか」というランケ実証史学の原点を侮り、時局に相応する「正しい歴史認識」を追求するとき、歴史研究における知的誠実は危殆に瀕することになる³⁾。(二) ナショナリズムが批判される際、それが分析対象によって不公平に為されているという問題。これもまた政治化したナショナリズム研究の問題点の一つである。ヨーロッパに関して言えば、「ナチズム」を生んだドイツのナショナリズムはいつも戯画的に描かれ、近現代史研究者にとってドイツ・ナショナリズムは、学問的分析の対象ではなく政治的嫌悪の標的となっている。だがその周辺のチェック・ナショナリズム、ポーランド・ナショナリズム、あるいはユダヤ・ナショナリズムは、いわば「悲劇の民族」の愛国心として、明らかに共感を込めて描写されている。イギリスやフランスのナショナリズムは先進的形態として標準視されているが、世間の同情を集めにくいロシア・ナショナリズムは後進的形態、他民族抑圧の代名詞として批判されている。しかもそうした各国ナショナリズムの描き方はきわめて印象論的であって、一次史料や実証研究との関係が不明瞭か安直なことが多い。多数派の「ネイション」の「実体」視は果敢に攻撃するものも、少数派の「エスニック・マイノリティ」は寧ろ「実体」視するという「二重の基準」に陥りがちである。つまり現代のナショナリズム研究は、特定の時代や地域の状況を肯定したり否定したりする政治的道具に陥っているのである。(三) ナショナリズム研究においても、政治学一般と同じく「英語帝国主義」⁴⁾が顕著であるという問題。そもそも日本では、戦前政治学＝ドイツ国家学＝法学的・官憲国家的教説から戦後政治学＝英米社会科学＝科学的・民主的分析へという二項対立的な進歩史観が定説とされ、ドイツ学への否定的先入観が熱心に醸成されてきた⁵⁾。英米圏を国際標準とし、戦後ドイツ学界の脱ドイツ化(英米化)に喝采するドイツ研究者の姿勢も、そうした先入観に拍車をかけている。ナショナリズム研究においても、ハンス・コーン、カール・ドイチュ、アーネスト・ゲルナー、ベネディクト・アンダーソン、ライア・グリーンフェルド、エリック・ホブズボーム、アンソニー・スミスといったアングロ＝サクソン圏の、大胆な比較や推論を駆使したナショナリズム「理論」が通説として紹介されるのに対し、それ以外の語圏の研究はそもそも存在しないかのように扱われるか、マイネッケの「文化国民」、

「国家国民」論のように卑俗化した形態で流布されるのみである。特に膨大な蓄積のあるドイツ語圏のナショナリズム研究を看過することは、固より学問上許容できないが、ナショナリズム研究者のドイツ語能力が減退するなかで、事態は悪化する一方である。

「ドイツにおけるナショナリズム研究」は、かかる研究動向に一石を投じるべく構想された研究企画である。本研究企画では、第一にドイツの主要なナショナリズム研究者を選出し、その学説の概要を紹介した上で、それにどのような学問的意義があるかを検討する。研究者の選出に当っては、個別の実証研究の経験を踏まえ、更に思考を深めて理論的見通しを示した人物に注目する。第二に、その人物がナショナリズム研究を生み出すに到った人生上、あるいは研究上の経緯について叙述する。これはかつて叢書『ドイツの歴史家たち』⁶⁾が行ったことを、ナショナリズム研究に焦点を絞り、その執筆者世代（つまり「ドイツ社会史派」世代）も分析対象に入れて再び実施するものである。このような作業を経ることによって、この研究企画「ドイツにおけるナショナリズム研究」は、先進的研究の「学習」という従来の輸入学問、つまり「政治学学」、「歴史学学」の試みとは一線を画し、一種のドイツ学問史ないし政治史の試みともなるのである。

1. エルンスト・ルドルフ・フーバーの生涯と業績

本論はこの研究企画の第5作として、ゲッティンゲン大学教授などを務めたエルンスト・ルドルフ・フーバー（1903年-1990年）を取り上げる。フーバーはカール・シュミット門下生で、20世紀ドイツを代表する国法学者の一人である⁷⁾。フーバーの代表作『1789年以降のドイツ国制史』は、ドイツ歴史学界ではニッパードアイ『ドイツ史』、ヴェーラー『ドイツ社会史』、ヴィンクラー『長かった西欧への道』と並ぶ代表的なドイツ史概説である。歴史家ハルトヴィヒ・ブラント（ハンブルク大学）は、「全ての階級のツンフトがフーバーの概説書からその蜜を吸う」との言葉を残している⁸⁾。だが日本のドイツ「現代史」研究者は、フーバーに無視に近い対応を続けてきた⁹⁾。本論では、まずフーバーの生涯を概観し、次いで彼のナショナリズム研究を概観し、最後にその学問的意義を診断する。

エルンスト・ルドルフ・フーバーは、1903年6月8日、オルデンブルク大公国のオーバーシュタイン・アン・デル・ナーエで生まれた。オルデ

ンブルク大公国は北海沿岸に本領があったが、オーバーシュタインはそこから遠く離れた同国の飛地であるビルケンフェルト侯領に属し、プロイセン王国ライン州の只中にあった(同地はドイツ連邦共和国ではラインラント＝プファルツ州に属する)。フーバーの父はアウグスト・ルドルフ・フーバーという商人で、母はヘレーネ(旧姓ヴィルト)といい、フーバー家はプロテスタンティズムに帰依していた。小学校、市立高等実科学校を経て、E・R・フーバーは1921年復活祭に大学入学資格を得た。若きフーバーはドイツ青年運動に参加し、「ネロート・ヴァンダーフォーゲル」の一員で、ヴィルヘルム・シュターペルに帰依していた¹⁰⁾。

フーバーは、1921年夏学期からチュービンゲン大学で歴史・哲学・文学を学び始め、1922/23年冬学期にミュンヘン大学に移って国民経済学、法学を学び、1924年夏学期からはボン大学で法学を学んだ。当時ボン大学には、ルドルフ・スメント、エーリヒ・カウフマン、カール・シュミット、リヒャルト・トーマらが教鞭を執っていたが、フーバーはカウフマンやシュミットが法実証主義を批判し、憲法の実態を考察するのに感激した。シュミットを指導教官として博士論文を執筆したフーバーは、「シュミット厩舎の最良馬」と呼ばれるようになっていく。当時の師弟関係は親密極まりなく、フーバーの博士論文口頭試問を前に、シュミットが「何の心配もない」と太鼓判を押し、老神学者アドルフ・フォン・ハルナックのボン客員講義の「大成功」について、シュミットがフーバーに「自由主義の白鳥の歌」と皮肉を漏らすなど、学問でも政治でも肝胆相照らす仲であった。因みにフーバーの博士論文は、シュミットから *magna cum laude* の評価を受け、チュービンゲンのモール書店に推薦され、「ヴァイマル共和国憲法に於ける教会財産権の保障——国家・教会対立の問題に関する二つの論究」として刊行されたが、政教関係は後年までフーバー法制史学の中核的論点となり、『ドイツ国制史』や史料集『一九・二〇世紀の国家と教会』のような戦後の作品にも色濃く反映している。フーバーの法学博士号取得は、1927年5月20日であった¹¹⁾。

フーバーは一時オルデンプルク自由国の司法実務に従事するが、間もなくシュミットの斡旋で大学に復帰する。1928年4月から、フーバーはボン大学法学部工業法研究室で副手を務めた。研究室を率いるハインリヒ・ゲッペルトはフーバーの才能に気付き、論文指導を引き受けた。ゲッペルトを主査、ヨハンネス・ヘッケルを副査として、フーバーは1931年6月

24日にボン大学で教授資格試験を済ませ、国法、行政法、国家教会法、労働法、経済法（のち更に教会法全般）の教授資格を得た。フーバーはボン大学私講師、次いで法学研究室計画外助手となり、シュミットの助手トゥーラ・ジエモンズ（ヴァルター・ジエモンズの娘）と結婚する（フーバー本人がシュミットの助手であったことは、実はない）。1932/33年冬学期、フーバーにはベルリン商科大学やケーニヒスベルク大学から招聘があった。結局1933年4月28日に、フーバーはプロイセン文部省からキール大学での代講を委託され、ボンを離れることになる¹²⁾。

ドイツ帝国の崩壊を経験したフーバーは、政治的には「青年保守主義」に傾倒して「ヴァイマルの精神」に反抗し、「民族」、「国家」、「人種」を信奉していた。フーバーは、シュターペルの『ドイツ民族精神』や『リング』に熱心に投稿した。文筆活動と並行して、フーバーは1932年後半、シュミットと共に、「共和国を左右の敵から」救済するために行動した。1931年に、シュミットは『憲法の番人』や『政治的なるものの概念』の改訂稿の読み合わせをフーバーに依頼しており、頻繁で綿密な意見交換によって二人の関係は愈々深まっていた。シュミットは、シュトラスブルク大学の恩師パウル・ラーバントがドイツ皇帝を「帝国憲法の護衛・番人」としたのに対し、ヴァイマル共和国大統領を「憲法の番人」として想定した。『政治神学』の冒頭にあるように、「主権者とは、例外状態について決定する者である」と喝破するシュミットは、大統領の果敢な行動でNSDAPの急速な擡頭から共和国を防衛しようとしていた。1932年7月、政治活動の機会を求めてベルリン商科大学教授になっていたシュミットと、フーバーはテューリンゲンの「青年保守主義」系の集会で再会した。その直後に起きた7月20日のパーペン内閣によるプロイセン政府解体は、プロイセン自由国にNSDAP政権が出来るのを阻止する為のもので、フーバーはシュミットの事前関与を確信していた。7月31日の国会総選挙がNSDAPの第一党の座獲得で終わった後、8月25日にボンのフーバーはベルリンのシュミットから電報を受け取り、後日シュミットの故郷プレッテンベルクでベルリンでの協力を要請された。シュミットの指示に従い、フーバーは8月27日にベルリンのシュミット私邸で国防軍関係者と会い、密談をおこなっている。当時のフーバーのシュミット宛書簡から伝わってくるのは、恩師シュミットの指示で国事に関与する機会を得たフーバーの高揚感である。「大変嬉しいことに、先生が再び私を信頼して下さったこと

を感謝致します。私は今、先生のご指示通りに動くことを、私の義務と考えております。」(10月31日)シュミット・フーバー師弟はパーペン内閣を補佐して、憲法48条の大統領緊急権を拡大解釈した国家転覆計画(新国会の開会直後の解散・総選挙の無期限延期・分邦警察のドイツ政府による掌握)に関与したが、9月にも11月にも予定されたのに、パーペン自身が実行を躊躇したので失敗した。ボン大学での授業を休講してベルリンで活動していたフーバーは、漸く1933年1月にボンに帰還した。パーペン内閣に続くシュライヒャー内閣も1月に国家転覆計画を立てたが、これにフーバーは関与せず、シュミットの関与があったかも知らないという。アドルフ・ヒトラー政権成立は同年1月30日であった¹³⁾。

フーバーは国民社会主義政権が成立すると、一転してNSDAP 党員として活動した。フーバーは1933年夏学期からキール・クリスティアン＝アルブレヒト大学(プロイセン)法学・国家学部へ赴任した。フーバーは、当初は休暇中のヴァルター・シュツキング教授(国際法学者・DDP 政治家)の代行だったが、1933年10月28日に(同年8月1日に遡及して)公法学正教授に任命された。同時にフーバーは、1933年5月1日にNSDAP 党員になった。恩師シュミットと同じく、フーバーもNSDAP 政権を阻止する側から、支持する側へと華麗な、そして不可解な転身を遂げたのである。フーバーがパーペン内閣に加担していた件は、文書に記録がなかった為か、新政権から事情聴取をされることもなかった。1933年4月14日の書簡でフーバーはシュミットに、自分が断固としてオットー・ケルロイター支持の立場を採ること、自分がNSDAP に入党する用意があること、自分が「ドイツ国法学者連盟」から脱退することを伝えている。それどころかフーバーは、シュターペルら『ドイツ民族精神』の仲間たちも入党させると息巻いているのである。師弟の往復書簡は、1933年年末までは「敬具」(Ihr sehr ergebener...)で締め括られていたが、翌年1月からは「ヒトラー万歳！」(Heil Hitler!)が登場する。二人は、新しい国民社会主義ドイツでの学者として上昇に思いを馳せ、ケルロイターのような競争相手については、「彼の自己顕示欲と、自分以外のことを論じられないところとは、私には実に病理的に思える」(シュミット)などと辛辣な悪口を言ったり、フーバーは「元来民主的マルクス主義者」だったが、「国民社会主義革命で自由主義から離反した」というような誹謗(オットマール・シュパン門下生のヴァルター・ハインリヒ)に憤慨したりした。戦後の弁明によれば、

フーバーは政権成立までは NSDAP に嫌悪感を懐いていたが、政権獲得後は、更なる建設的政治活動には黨員資格が必要であり、若く活動的だった自分は敢えて入党したのだと、自己の日和見主義を説明している。だが批判者は、フーバーの転向は単なる日和見ではなく、元来反議会主義、指導者志向、秩序志向、統一志向であったフーバーには、NSDAP との連続性が十分にあり、国民社会主義への加担は確信に満ちたものだったとする(エヴァルト・グローテ)。これに対し、フーバーに於ける連続性を指摘しつつも、NSDAP 政権成立を契機にフーバーに於いて「権威主義的国家主義」(autoritärer Etatismus) から「民族＝民衆主義的の国民主義」(völkischer Nationalismus) への変容があったとの見方もある(ラルフ・ヴァルケンハウス)。キール大学では、ブレスラウ大学、ケーニヒスベルク大学と並んで、NSDAP 政権に忠実な法学者が結束しており、フーバーはその「キール学派」の担い手となった。「青年保守主義」時代から自由主義を批判してきた当時のフーバーは、国家以前から存在する、国家外の個人の自由権なるものに、国家が拘束されることはない、国家、民族に対抗する基本権は存在しないという見解を採っていた。フーバーはやがて法学・国家学部長となった¹⁴⁾。

1937年10月1日から、フーバーはザクセンのライプツィヒ大学法学部(Juristenfakultät) 教授となった。ライプツィヒへのフーバーの移籍の理由は不明だが、ライプツィヒ大学法学部は、キール大学、ブレスラウ大学、ケーニヒスベルク大学法学部と異なり、国民社会主義政権に特に近接した組織ではなく、反体制派も親体制派も共に勤務していた。ただそれでも、伝統ある Juristenfakultät という名称が一般的な Juristische Fakultät に変更されるなど、政権による介入の痕跡も存在していた。フーバーはこのライプツィヒ時代、1939/40年冬学期にイギリス帝国主義を支持する授業を行い、シュミットの「大空間」(Großraum) 理論に対峙した。シュミットがアメリカのモンロー主義をイギリスの帝国理念と区別し、前者を幾分正当化できるもの、後者を非難に値するものと見たのに対し、フーバーは逆に後者を「素晴らしい、自己正当化される大空間秩序の事例」だとし、前者を何ら功績のない、正統化されない「傲岸不遜」だとしたのである。フーバーは、イギリスは偉大だからこそ、ドイツが一民族以上のもの、つまり「帝国」たらんとする時に、対決せざるを得ない敵になると考えたのである。この発言にも表れているように、フーバーは国民国家の枠組を越えたドイツの

膨張を支持していたと見る事が出来るだろう。このライプツィヒ大学でも、フーバーは法学部長となった¹⁵⁾。

1940/41年の年末年始、フーバーはベルリンでシュトラスブルク帝国大学への移籍交渉を行い、1941年冬学期から完全にシュトラスブルクに移籍した。シュトラスブルク帝国大学は1941年11月23日に開学したが、これはドイツ側の理解では1918年に廃止された「シュトラスブルク・皇帝ヴィルヘルム大学」の再興であった。フーバーは法学部教官として最初に招聘され、他の同僚の採用にも関与したというので、彼がシュトラスブルク帝国大学法学部設立で中心的役割を果たしていたことが推測される。だが戦局が悪化したため、フーバーは兵役に招集された同僚の分も教育を引き受けざるを得なくなっていく。尚1943年夏学期の演習では、フーバーはモンテスキュー及びブルソーを扱ったが、これは彼の後年のフランス革命観にも反映している¹⁶⁾。

エルザスが危機に瀕した1944年、シュトラスブルク帝国大学の教官たちはテュービンゲンに移って授業を続行したが、フーバーは同大学に所属したまま、同年11月にハイデルベルク大学での授業を開始しようとした。シュミット＝フーバー往復書簡からは、1940年10月26日のシュミット書簡を最後に、「ヒトラー万歳！」の言葉が消えていた。米軍が接近する中で、フーバーは同年11月23日午前シュトラスブルクを脱出し、戦火を掻い潜ってハイデルベルクに到達した。1944/45年冬学期の授業後、フーバー一家はシュヴァルトツヴァルトのグラスヒュッテン＝ファルカウにあった歴史家ヘルマン・ハインペルの家に身を寄せていたが、結局1949年夏までそこで隠棲することになる。1945年夏学期もハイデルベルクで授業を行おうとしたフーバーだったが、ハイデルベルクでの勤務は同年4月30日に終了した¹⁷⁾。

1932年に青年保守派として国民社会主義政権の成立に抵抗しながら、1933年以降にはNSDAP 党员として積極的な学問的・政治的活動を行ったフーバーは、戦後体制下では困難に直面することになった。1948年に行われた「非ナチ化」審査では、フーバーは元助手のヘルムート・ベッカー(元外務次官エルンスト・フォン・ヴァイツゼッカー男爵の弁護人)を弁護人に得て、Mitläufer, Begründeter der Verordnungen 133/165と位置付けられ、公職復帰が可能になったが、フーバーを迎える大学はなかった。このMitläuferに区分された人物には、他にヴィルヘルム・モムゼンが居るが、

彼は結局大学教授職には復帰できなかった。フーバーは同じく学界追放状態だったシュミットに、「因みに、教職に就いている国法学者の状況が羨ましいとは思いません。占領独裁下では実質的自由はあらゆる公式めいた見解の外のみにありますから。」(Im übrigen scheint mir die Lage der im Lehramt stehenden Staatsrechtler nicht beneidenswert. Substanzielle Freiheit gibt es unter einer Okkupations-Diktatur nur außerhalb aller offiziellen Positionen.)と述べている。けれども同時にフーバーは、反NSDAP (DNVP 党员) の旧師(ゲッティンゲン大学学長) スメントなどに対しては、自分とシュミット、NSDAP との距離を必死に強調し、自分の成育環境は「国民自由主義」だった、反NSDAP 勢力と関係があったなどと主張するようになる。年齢42にして「在野学者」(Privatgelehrter) となったフーバーは、妻トゥーラがフライブルクで弁護士となって家計を支えたので、家事を担当することになる。これでは自分の本来の才能が生きないと不満を言いつつも、フーバーは今の時代には合っていると諦めていた。1949年にファルカウからフライブルクに移ったフーバーは、ヴィルヘルム・グレーヴェの仲介で、彼が編集する「公法学論集」に匿名或いは別名で論文発表を始める。1952年に友人フランツ・ヴィーアッカーが、自身が学部長を務めるフライブルク大学法学・国家学部に、フーバーに非常勤で「近代国制史」の授業を任せることを提案すると、同案は異議なく承認された。だが数箇月後、テオドル・マウンツの後任としてフーバーをフライブルク大学教授に招聘する案が提示されると、国民経済学者コンスタンティン・フォン・ディーツェ、法制史学者フリッツ・プリングスハイムらが反対し、学部の分裂を防ぐ為に、フーバー招聘を取り止め、彼に関する書類審査を再度行った上で、その非常勤講義を1953年夏学期に「経済行政法」に拡大する措置が取られた¹⁸⁾。

1956年、フーバーの「ドイツ国法学者連盟」への復帰が、長い議論の末に実現した。この団体は1938年に解散していたが、戦後再結成に当たり、基本的には鷹揚な受入態勢を採りつつ、NSDAP との関係が著しかった人物には待機期間を設定していた。1950年の第二回大会(ミュンヘン)では、カール・シュミットは別として、エルンスト・ルドルフ・フーバー及びオットー・ケルロイターの受入が話題となった。尚ケルロイターは加入を希望していたが、フーバーはシュミット宛書簡で、自分の「政治的罪責」が標的にされる以上は、連盟に参加するより教育に専念したいとの意

向を示していた。ミュンヘンでは、両名の受入を理事会が提案したが、80名中17名が反対して採択されなかった。フーバー自身もこの議論で自分個人の信憑性が疑問視されたことを名誉棄損と感じていた。フーバー自身が何ら動きを見せず、フーバーへのアレルギーも弱まる中で、フーバーは1956年に連盟に加入を許可されることになる¹⁹⁾。

「ドイツ国法学者連盟」への加入許可はフーバーの名誉回復と看做され、彼には再び大学教授職への道が開かれた。1956年4月、フライブルク大学はフーバーを嘱託教授に任命し、キールやニュルンベルクからの招聘に対抗しようとした。フーバーが戦後最初に公法学正教授に迎えられたのは、1957年1月ヴィルヘルムスハーフェン社会科学大学でのことで、1962年にはこの大学がゲッティンゲン大学と一体化するのに伴い、ゲッティンゲン大学法学部で公法学正教授に迎えられた。結局国民社会主義体制への加担が著しかった国法学者のうち、シュミットやケルロイターは学界復帰が叶わなかったが、シュミット門下生のフーバー、エルンスト・フォルストホフ、ヴェルナー・ヴェーバーは復帰が実現したのだった。1966年、フーバーはゲッティンゲン学術アカデミー正会員に迎えられた。1968年夏学期、65歳のフーバーはゲッティンゲン大学で退職を迎え、フライブルクに隠棲した。1977年5月20日には、フーバーの博士号取得50周年に記念式典がボン大学で行われた²⁰⁾。

晩年のフーバーが邁進したのが、ライフワークたる『一七八九年以来のドイツ国制史』の刊行事業である。フランス革命期を扱った第1巻が刊行されたのは、1957年である。1965/66年冬学期には、フーバーはその執筆の為に研究休暇を取っている。1984年、遂にヴァイマル共和国の崩壊を扱った最終巻(第7巻)が完結した(索引の第8巻は死後刊行)。これは個人の執筆したドイツ通史としては空前絶後の規模のもので、ヴェーラー、ニッパード、ヴィンクラーの通史も遠く及ばない。1990年10月28日、フーバーは東西ドイツ統一を見届けて、フライブルクで死去した(享年87歳)²¹⁾。

尚エルンスト・ルドルフ・フーバーと妻トゥーラとの間には五人の息子が生まれた。末子ヴォルフガング・フーバー(1942年生)は有名なルーテル派神学者・聖職者となった。フーバーの五男ヴォルフガングの誕生を、恩師シュミットは「大いなる喜びを以て」祝福している²²⁾。ヴォルフガングは父の政教関係への興味を継承し、『一九・二〇世紀の国家と教会』の

改訂作業を行った他、マールブルク大学教授、ハイデルベルク大学教授を経て、ベルリン＝ブランデンブルク＝シュレージエン領ニーダーラウジッツ監督、「ドイツ福音教会」評議会議長を務めた。

2. エルンスト・ルドルフ・フーバーのナショナリズム研究

本章では、E・R・フーバーがその著作に於いて、ドイツ・ナショナリズムをどう描いているかという点を分析する。その際、『ドイツ国制史』が主要な史料となることは言うまでもないが、それは1789年から1933年までしか把握していない為、それ以外の時期に関しては適宜フーバーの別の著作（『ドイツ史に於ける軍隊と国家』、『大ドイツ帝国憲法典』など）を利用することにする。

(1) ゲルマン諸部族・フランク王国・神聖ローマ帝国

E・R・フーバーは近現代史家で、近世以前のドイツ史に関する記述が少ないが、特定の一視点から言及したことはある。ライプツィヒ時代の作品である『ドイツ史に於ける軍隊と国家』（1938年）では、軍隊は国制の表現であると同時に軍隊が国制を形成するのであり、軍隊は政治エリートを養成し、切磋琢磨を行い、規律と名誉心とを涵養するのだと説かれ、ドイツの軍隊及び国家の変遷が描かれており、後半部分の内容は、結果的に『ドイツ国制史』の「軍制」部分の予備作業になっている。総力戦体制を明瞭に志向する『ドイツ史に於ける軍隊と国家』は、ドイツ連邦共和国で書かれた『ドイツ国制史』とはかなり論調が異なっているが、前近代の部分についてはその記述に依拠せざるを得ない。

フーバーはゲルマン諸部族の「ティング」(Thing) と呼ばれる政治的・軍事的単位に注目する。フーバーは、ゲルマン人の軍隊が武器を取れる全ての自由民に兵役という（強制による「義務」というより）「権利」、「名誉」を与えた「民衆軍」(Volksherr) だったこと、全ての政治的権利・義務も兵役に連動していたことを強調する。ここにフーバーは、個人が民族と一体化するということの原型を見るのであり、フーバーにとってゲルマン人とは英仏人のいう「野蛮人」ではなく、自治を行い勇敢に戦う民衆である。ただこの「ティング」を自由民主主義体制の議会のように描くことは「時代錯誤」であり、その権限は外に対する戦争表明、内に対する平和維持に

限定されていたという。フーバーはゲルマン人の「指導者職」(Führeramt)にも強い関心を示し、ゲルマン人の「王」が元来は戦時限定の「指揮官」(Herzog)として選出された者だったとする。フーバーは、「ティング」も「王」も「従士制度」(Gefolgschaft)も、初期ゲルマン人の国制の要素は全て戦争に起源があり、軍隊が民衆的であると同時に国制も国家も民衆的だったことを強調する。けれども同時に、フーバーはそれを近代の「近代西欧」の議会制民主主義のような「個人の恣意的自由」から出発する秩序と混同することを戒めている²³⁾。

フーバーはフランク王国に「国王支配」への転換点を見るが、この変化は「有機的」であったという。フーバーによれば、徐々にゲルマン諸部族に形成された持続的な「王」は、緊急の戦時対応が必要になった民族大移動期に、「ティング」の決定に拘束されない、そして祭司から裁判権も移譲された軍事上・政治上の専制支配者へと変化した。だがフーバーは、この「王制」(Königsverfassung)が成立しても、「民衆の実質」(die völkische Substanz)は不変だった、民衆の力が王権を通じて効果の高い政治的形態に変化した、国王と民衆とは民族大移動後も「本物の統一体」(eine echte Einheit)だったとする。フーバーは、ゲルマン法学者オットー・フォン・ギールケや歴史家ハインリヒ・フォン・ジーベルが、同時代の「絶対王政」(Absolutismus)や「(君主主導型)立憲君主制」(Konstitutionalismus)への自由主義的反撥を投影して、「ドイツ古来」の国制がローマ的影響で変質し、フランク王権が成立したと説明したのを批判し、「メルツフェルト」又は「マイフェルト」という軍事集会の形態で「ティング」は国制上存続した、服従・規律はローマ起源のものではなく、あらゆる軍事的・政治的組織の前提であり、明確な指導が確立して初めて文字通りの「ゲルマン国家」が成立したのであり、それを確立できなかったザクセン族はフランク王国に敗れたのだと説明したのだ²⁴⁾。

フーバーは中世の「騎士軍」(Ritterheer)の登場を、「民衆軍」(Volksheer)の解体、「民衆国家」(Volksstaat)から「封建国家」(Feudalstaat)への移行と評価する。ただフーバーは、この転換が突然行われたのではなく、「民衆軍」と騎士身分の「封臣軍」(Vasallenheer)とは併存していた時期があるとし、諸説を検討している。またこの移行の原因としては、軍事技術的要因(アラビア人騎兵への対応)、地政学的要因(支配領域の拡大)、経済的要因(グルントヘルシャフト形成による民衆の経済格差の増大)を挙げ

ている。フーバーはこの軍制の変化が国制の変化をも齎したとする。民衆は兵役を免ぜられると同時に、自由を失って「封建制」の時代に入り、また軍隊の編成も、国王の統一軍ではなく「分担兵力」(Kontingent)になったという。やがてフリードリヒ・バルバロッサが農民の武器携行を禁止することで、騎士層は一つの生まれながらの閉鎖的身分に、そして「貴族」になったが、エリートの切磋琢磨がなくなったことで、騎士層の頹廃が始まったという。最後にフーバーは、中世「ドイツ王権」(Das deutsche Königtum)が「軍事王権」(Heerkönigtum)だったこと、そして「帝権」(Kaisertum)もまたドイツ「軍事王権」によって、ローマ遠征を通じて成立した「軍事帝権」(Heerkaisertum)だったことを強調している²⁵⁾。

フーバーは、近世に「騎士軍」が没落し「傭兵軍」が擡頭したとする。騎士層は封建領主である国王との中世関係を希薄化させて自分たちの利益を追求するようになり、他の諸身分(諸侯、都市市民、農民)と対立するようになり、「封建国家」は「身分制国家」(Ständestaat)へと変質した。だが個人が別箇に戦う「騎士軍」は、密集して戦う「歩兵」(Fußvolk)に凌駕されるようになった。この「歩兵」は古代以来の「民衆軍」の名残であり、やがてその戦闘方法を継承し、平時の職業に復帰せず報酬を求めて闘い続ける職業的軍隊としての「傭兵軍」(Söldnerheer)が生まれたという。シュヴァイツのように、一般兵役として徴兵された傭兵が誓約同盟によって外国に派遣されるということもあった。この「傭兵軍」は特定の国家や民族には結び付かない「国家なき軍隊」であり、ドイツ人傭兵がフランス王の指揮下でドイツ軍と対峙するということがあった。「傭兵軍」を募集し契約するのは現場の司令官で、君主など「総大将」(Kriegsherr)とは忠誠関係がなかった。帝国が再び国家となり、皇帝が帝国等族の「自由」(Libertät)に毅然と対処できるように、バーゼル公会議からヴェストファーレンの講和までの間に帝国独自軍の形成の試みがあったが、帝国軍制の財政的前提としての「一般税」(Gemeiner Pfennig)には反撥が強く、帝国軍は武装した帝国等族軍の集合体に留まった。「傭兵軍」は技術の進歩と共に変容し、嘗ての騎士のように個人で戦わず、歩兵のように密集して戦う騎兵が現れた。帝国軍が出来ない中、「傭兵軍」を率いて三十年戦争でカトリック軍を率い、帝国等族に対して皇帝の絶対的権威を確立しようとしたのがヴァレンシュタインである。ヴァレンシュタインはドイツのリシュリューに成り得た人物であり、純軍事的領域を越える権力を有し、シュミツ

トのいう「独裁者」、つまり当時の法的状況に於ける「例外状態」を一時は生み出した人物である。ヴァレンシュタインが自己の計画を貫徹すれば、帝国国制の革命的变化が齎されたのだが、彼はそれを実現しない儘殺害されたという。ただ帝国軍が皇帝軍、有力諸侯軍、中小諸侯軍の寄せ集めでしかなかったが、スペイン継承戦争が1702年から1714年まで「帝国戦争」(Reichskrieg)として遂行され、七年戦争も1757年の帝国議会決議に基づきプロイセンに対する「帝国執行」(Reichsexekution)として遂行され、1792年から1797年までの第一次対仏同盟戦争でも「帝国戦争」の宣言に基づき「帝国軍」が結成されるなど、帝国理念は活力あるものであり続けたが、ドイツ民族が国家になる為には、常備軍を備えたプロイセン王国の擡頭と、ドイツ第一帝国の崩壊とを経なければならなかったという²⁶⁾。

帝国が実現できなかった「常備軍」(stehende Armee)を実現したのは分邦であったとフーバーは説く。「常備軍」は募集された軍隊で、国王と国家とに直接、不可分に結び付られており、純粋な「国家軍」(Staatsheer)である。トルコ、スペイン、オランダ、フランス、エステルライヒで成立した後に、それを設けたのがブランデンブルク＝プロイセンであった。「常備軍」こそ「近代国家」(moderner Staat)の元来の標識であり、その有無で「身分制国家」(Ständestaat)か「絶対主義的君主国家」(absoluter Fürstenstaat)かが分かるといふ。「身分制国家」では君主と領邦等族とが構想しているが、後者では君主の指導性が確立している。プロイセンでは大選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルムが、財政負担に反対する領邦等族と対立したが、領邦君主の軍事権を強化する帝国議会決議が君主の「常備軍」建設を後押ししたという。「常備軍」設置は軍事のみの問題ではなく、政治的にも国家権力の強化を齎すのであり、臣民には一般兵役である「カントン制度」が課された。フーバーはこの「カントン制度」を、国家が臣民に強要する義務であり、自由民の権利・義務であった初期ゲルマンの兵役、それを原型とするプロイセンの軍制改革とは別物であるとしている。フーバーはまたプロイセン軍で将校が貴族に限定されるようになり、嘗て君主と対立する領邦等族だった貴族が国家に奉仕する身分に変えられたこと、「常備軍」設立による領邦等族の抑え込みの代償として彼等に新たな特権としての将校職が与えられたことを指摘している。フーバーは、将校を貴族に限定する制度は、武器使用に熟達した家門からの人材登用という利点があるものの、シャルンホルストのような市民層の逸材の登用が障害

となる点が欠点だとする²⁷⁾。

フーバーは、ブランデンブルク＝プロイセン国家は絶対主義を確立しても君主個人の好き勝手の支配にはならず、共同体の福祉を求めた国家だったとする。フーバーは、絶対主義国家とは君主個人の単なる権力の道具になった国家、つまり「君主個人支配」(individualistischer Fürstenstaat)だったという説を紹介し、それはイタリア諸国やルイー四世のフランスなどには当てはまるだろうが、ブランデンブルク＝プロイセンには当てはまらないとして、大選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルム、フリードリヒ・ヴィルヘルム一世、フリードリヒ大王の事例を検討している。フーバーは、フリードリヒ・マイネッケのように「人道的」(humanitär)か「権力国家思想」(Machtstaatsgedanke)的かという善悪二元論で君主を診断することを問題視し、絶対主義では君主が最高度の個人的権力を有さずに国家の福祉は実現できないとの認識に立っていたとする。ただ前二者の王位理解が、神による王位への任命というプロテスタンティズムの職業理念に基づいており、また家産制国家的であったのに対し、フリードリヒ大王の王位理解は世俗化された理性主義的なものであり、脱個人化・脱家門化した近代的国家理解に根差していたとする。

だがフーバーは絶対主義体制にも弱点があったとする。それは、君主個人の恣意に依存していた点ではなく、活力ある勢力としての「民衆」(Volk)が国家と軍隊とから排除されていた点にあったという。「民衆」は消極的な位置に置かれているのが絶対主義体制であり、これが19世紀に於ける国家・軍隊と「市民社会」(bürgerliche Gesellschaft)との対立の起源を為し、1806年の崩壊の原因ともなったというのである²⁸⁾。

(2) 神聖ローマ帝国の崩壊

E・R・フーバーのドイツ国家形成論は「ドイツ特有の道」論に依拠している。独仏の国家形成過程の違い(フランスの中央集権主義、ドイツの連邦主義)を繰り返し強調する点に、それが現れている。但しフーバーは、国民国家形成に於ける「ドイツ特有の道」を明瞭に善とも悪とも評価していない。従って彼の議論は、ドイツの「後進性」を論う「ドイツ特有の道」批判ではない²⁹⁾。

フーバーはフランス革命に始まるヨーロッパの大変革を、フランスの「市民的」(bürgerlich)で、「自然法」を掲げ、攻撃的、戦闘的、急進的、専

制的な「国民民主主義」(Nationaldemokratie)と、英墺露など周辺諸国の「正統主義」(Legitimität)との対立として描いている。フーバーは前者の起源にルソーを見て、ドイツでもその権力分立論が受容されたモンテスキューとの違いを強調する。フーバーはフランス革命の勃発について、第三身分を抑圧した社会階層秩序にではなく、国王政府の相次ぐ失策に原因があったと見ている。フーバーは、18世紀まで「ヨーロッパ」は単なる地理的概念ではなく、政治的にも個別国家を超える一体性を有していたが、それがフランス革命で破壊されたと見ている。

フーバーは、近代主義のナショナリズム論を展開している。フーバーは、「帝国愛国主義」(Reichspatriotismus)とドイツ・ナショナリズムとは異質なものと考えており、両者の連続性を見る発想はない。フーバーは「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」を超民族的普遍国家とし、「ドイツ国民の」の部分で、ドイツ王、ドイツ人が普遍帝国の指導権を要求したに過ぎないとした。とはいえフーバーは、「帝国愛国主義」が末期まで活力を保持したと見ており、プロイセンなどの「分邦愛国主義」(Staatspatriotismus)と並立していたと考えている。フーバーは、プロイセン人が「国民」(Nation)に、「国家国民」(Staatsnation)になったとも述べている³⁰⁾。

フーバーは第二次対仏同盟戦争以後の過程を、「国民民主主義の帝国主義」(nationaldemokratischer Imperialismus)、つまりヨーロッパ覇権を狙うフランスの軍事的・文化的侵略として描写する。ナポレオンに心服してその寵を得たマインツ大司教ダールベルクは、フーバーの批判対象である。

フーバーは神聖ローマ帝国崩壊を批判的に検証している。「帝国代表者会議主要決議」(Reichsdeputationshauptschluß (RDH): 1803年2月25日)について、フーバーはその成立過程で諸領邦が仏露の恩顧を得ようと画策したことを、「下劣」(würdelos)と嫌悪して憚らない。フーバーはナポレオンの「フランス人の皇帝」への就任に刺激された「エステルライヒ皇帝」号の創造(1804年)を、帝国法に違反する行為だったとする。ローマ皇帝フランツ二世の退位宣言(1806年8月6日)については、フーバーは、本来「空位」(Interregnum)を引き起こしただけで、選挙により即位した皇帝には帝国を解散する権限はない筈だと指摘する³¹⁾。

(3) ライン同盟

E・R・フーバーは、ライン同盟が「初めからナポレオン覇権体制のドイ

ツ対応の組織形態」だったとし、ドイツ諸国の著しい領土変更を伴い、「フランス覇権下でのヨーロッパ統一」を目指すものだったとする。フーバーはナポレオンとメッテルニヒとの統治手法を対比し、前者を覇権的、後者を勢力均衡的と表現する。フーバーは、ライン同盟を軍事同盟でも連邦国家でもない国家連合だとし、「庇護者」(Protektor) ナポレオンは神聖ローマ帝国のローマ皇帝が帝国等族に有した主権を有さなかったが、形式上は主権を奪わずとも「帝國的國家」(ein imperialer Staat)が外国領域を支配できるという現象の近代で最初の例の一つだと述べている。フランス民法典のライン同盟諸国での施行についても、「フランス文化の勝利」、「フランス政治の勝利」として、その権力政治的意義を強調する。首席司教侯ダールベルクに関しては、「フランクフルト大公」となったことで最後の聖界君主であることを止めて世俗諸侯に列したこと、「首席司教侯」(Fürstprimas)という地位はライン同盟に対して何一つ支配権を有さず、連邦議会議長という事務的役割しかなかったことを指摘している。

同時にフーバーは、ナポレオン支配下でドイツ中小分邦の近代化が始まったことを指摘する。フーバーは政治的近代化に関して、ライン同盟諸国を三つに分類する。(一) ナポレオン直参諸国の「表見的立憲君主制」：ヴェストファーレン王国、ベルク大公国、フランクフルト大公国はフランス皇帝の独裁制下で純フランス式の憲法を採用した「表見的立憲君主制」(Schein-Konstitutionalismus)であったが、独裁形式はカエサル主義ではなく官僚主義だったという。(二) 南独諸国の「後期絶対君主制」(Spät-Absolutismus)：バイエルン王国、ヴェルテンベルク王国、バーデン大公国、ヘッセン＝ダルムシュタット大公国では、モンジュラ伯爵に見られるような「啓蒙絶対君主制」(aufgeklärter Absolutismus)が行われ、旧身分制的残滓を一掃したとする。(三) 中部・北部諸国の旧身分制的・君主制的支配：フランス支配にも拘らず、それ以外の諸国では「伝統主義的頑強」(traditionelle Beharrlichkeit)が勝利したとする³²⁾。

(4) プロイセン王国の国政改革

E・R・フーバーは、1806年のプロイセン王国の崩壊を、フリードリヒ大王以降の停滞の帰結であると位置づけている。プロイセンは、フリードリヒ大王の下で啓蒙絶対主義を行ったが、そこで生まれた市民の自由を求める潮流を国家が統合できなかった、フリードリヒ大王もフランス語の文

献に心酔してドイツ語での文芸活動を否定し、時代の潮流に沿っていなかったとする。改革の試みも失敗し、危機に陥った状態のプロイセンは、ドイツ領邦でありながら対仏戦争に参加せず、自国の利害を優先してフランスとの妥協を繰り返し、やがてフランスとの衝突が避けられなくなって、イェナ＝アウエルシュテットの戦い（1806年）でフランスに大敗したという。フーバーは、ティルジットの講和（1807年）がプロイセン国家の存立を脅かし、バイエルンやザクセン並みの中規模国家にまで貶める「西洋史に例を見ない」ものだったと強調する。そしてプロイセンは、シュタインやハルデンベルクの下でフランスへの「履行政策」(Erfüllungspolitik)を進めつつ、フランスへの抵抗を始めたのだとする。

シュタインやハルデンベルクの改革理念を、フーバーは伝統と進歩との融合だったと表現する。フーバーは二人の対立に触れつつ、前者を保守主義、後者を自由主義と即断することを戒める。フーバーは官僚を中心とする「改革派」(Reformpartei)に、「古き良き法」の復活を狙う領邦貴族ら「復古派」(Restaurationspartei)を対置し、双方の主張を詳解するが、どちらかといえば後者の「時代錯誤」に批判的姿勢を示している。

フーバーはプロイセン国政改革を、革命を避け君主制を機軸とする国家の基盤を維持しつつ、国民の力を最大限に引き出す試み、つまり19世紀プロイセン版の総力戦体制の構築構想として評価している。フーバーは、プロイセン国政改革の項目として、(一) 行政府改革（内閣や枢密院の設置）、(二) 地方行政改革（プロイセン諸領邦の行政制度の統一化と州総督の派遣、基礎自治体の整備）、(三) 農業・社会改革（世襲隷農制の廃止、農奴解放、物資輸送自由化、ユダヤ人解放）、(四) 経済・財政改革（生業の自由、税制整備）、(五) 軍制改革（大元帥 (oberster Kriegsherr)・陸軍省・枢密陸軍官房・参謀本部の設置、将校選抜制度改革、一般兵役義務及び後備軍 (Landwehr) の設立）、(六) 教育改革（文部省の設置、一般就学義務導入、ベルリン大学の開学など）、(七) 統一プロイセン議会設置構想を挙げている。この中で特に力説されているのが軍制改革及び教育改革で、民衆に国民としての自覚を促し、国家を支える人材としてこれを鍛錬するという過程が詳細に論じられ、『ドイツ史に於ける軍隊と国家』以来の一貫した分析手法が看取される。なおフーバーは、「ユダヤ人解放」について、ドイツ人の反ユダヤ主義者だけでなく、ユダヤ人正統派も共同体の弛緩を恐れて反対したことを指摘し、また軍制改革について、軍事面の文民面へ

の浸透ではなく、文民面の軍事面への浸透と表現するなど、戦後の通俗的な白黒図式を覆そうとする説明が埋め込まれている³³⁾。

(5) 南ドイツ諸国の国政改革

E・R・フーバーは、ライン同盟諸国でも国政改革が相次いだことを指摘し、その先頭を切ったバイエルン王国、バーデン大公国、ヴュルテンベルク王国、ヘッセン＝ダルムシュタット大公国に注目する。この四箇国はナポレオンの支援で大幅な領土拡大を遂げ、選帝侯国、辺境伯領、公国、方伯領から昇格したものであり、バイエルン王家及びバーデン大公家はナポレオンの先妻の一族ボーアルネ家と姻戚関係にあった。三国はいずれも領土拡大で多種多様な新領地を抱え込んだ為に、憲法制定によって統一国家としての体裁を整える必要があった。憲法制定に代表される国政改革は君主主導で「後期絶対君主制」の形式で行われ、君主権に一部制限し、イギリスを模した二院制議会を開設しつつも、君主による政治主導を明確にした「君主制原理」を確立していた。ヴュルテンベルクでは国王が上から憲法制定を行おうとしたのに対し、「古き良き法」を守るための領邦等族の抵抗が起こったとしている³⁴⁾。

注

- 1) 渡辺浩「いつから「国民」はいるのか」、『UP』第448号(東京大学出版会、平成22年)、1-6頁。渡辺はこの文章を、皮肉を込めてこう結んでいる。「国際政治学者にも、西洋史東洋史の研究者にも、無論、政治理論家たちにも、「日本」史を重要な参照事例とされることを強くお奨めしたい。」(6頁)
- 2) 仲井斌『ドイツ史の終焉——東西ドイツの歴史と政治』(早稲田大学出版部、平成15年)、30頁。分離動詞 *zusammenwachsen* (癒合する) が副詞+動詞 *zusammen wachsen* (共に育つ) と誤解されている。これではあたかもブランドが東西ドイツの国家連合への移行を目指した(統一国家化を批判した)かのようにも読まれかねない。「共に属しているものが、共に生きる」(坪郷實『統一ドイツのゆくえ』(岩波書店、平成3年)、51頁。)なども同類の誤訳である。「もともと一緒のものは、一緒になっていけるはずだ」(三島憲一『現代ドイツ—統一後の知的軌跡—』(岩波書店、平成18年)、36頁。)といういい加減な訳も、「癒合する」という分離動詞の意味を正確に捉えていない可能性がある。
- 3) 西川正雄も、晩年には実証主義の軽視を警告する立場を取っていた。西川

はその最終講義「歴史学の醍醐味」(専修大学)で、「言語論的展開」に疑問を提起し、史料に基づく実証研究の意義を訴えている。この主張の背景には、あらゆる歴史像が歴史家の個人的価値観の投影に過ぎないとすれば、西川が批判して止まない日本の愛国教育運動だけを、取り立てて学問的に否定できなくなるという政治的不安があったのである(西川正雄『歴史学の醍醐味』(日本経済評論社、平成22年)、27-47頁。)

- 4) 大石俊一『英語帝国主義論——英語支配をどうするのか』(近代文芸社、平成9年); 施光恒『英語化は愚民化——日本の国力が地に落ちる』(集英社、平成27年)。
- 5) 丸山眞男「科学としての政治学」、『丸山眞男集』第三巻(岩波書店、平成7年)、137頁。
- 6) Hans-Ulrich Wehler (Hrsg.), Deutsche Historiker, 9 Bde., Göttingen 1971-1982.
- 7) Reinhard Mehring, Carl Schmitt. Aufstieg und Fall. Eine Biographie, München: Beck, 2009, S. 264-267 usw.
- 8) Ewald Grothe, Über den Umgang mit Zeitenwenden. Der Verfassungshistoriker Ernst Rudolf Huber und seine Auseinandersetzung mit Geschichte und Gegenwart 1933 und 1945, in: Zeitschrift für Geschichtswissenschaft 53 (2005), S. 217.
- 9) 筆者がE・R・フーバーとどう出会ったのかはもう記憶にない。恐らく東京大学法学部で、村上淳一の近代法史研究や西川洋一の演習から知識を得たものと推測される。

1997年初夏、博士課程1年生だった筆者は、修士論文(改定版)を石田勇治(東京大学教養学部助教授)に提出して指導を要請した。石田はこの時、筆者がヴェーバー思想の背景事情を説明する際に、フーバー『ドイツ国制史』を援用した部分があるのを問題視した。石田はフーバーについて「あいつはナチなんだ」と述べ、代わりにハルガルテン『帝国主義』の利用を勧めた。石田は博士論文(マールブルク大学)で「リング」クライスを扱ったので、フーバーへの警戒感が強かったものと推測される(Yuji Ishida, Jungkonservative in der Weimarer Republik. Der Ring-Kreis 1928-1933, Frankfurt (M): Lang, 1988.)。因みにジョージ・ヴォルフガング・ハルガルテン(1901年-1975年)は、ドイツからアメリカに亡命したユダヤ系歴史家で、石田を駒場で指導した西川正雄の恩師でもあり、非マルクス主義的(曰く「啓蒙」的)立場ながらマルクス主義に類似した社会経済史論でドイツ史の「連続性」を強調した、「内政の優位」論の巨匠である(西川正雄「あとがき」、G・W・F・ハルガルテン(西川正雄/富永幸生/鹿毛達雄編訳)『帝国主義と現代』(未来社、昭和42年)、247-260頁; 西川正雄「あとがき」、同『現代史の読みかた』(平凡社、平成9年)、313頁。)。1960年代日本のドイツ「現代史」研究界は、ハルガルテンを「保守的」な西独学界への対決者として礼讃したが、西独学界で

ヴェーラーらが擡頭すると、そちらに輸入元を移した。

筆者は従来日本の、ドイツ「現代史」に関する諸学術団体の討論で、フーバーが話題になる光景を、一度も見たことがない。フーバーに関する研究書は一冊のみ、菟原明『変革期の基本権論——E. R. フーバー研究』（尚学社、平成3年）であり、総力戦体制の憲法学だったフーバーの1945年以前の議論を「基本権」に軸に整理しているが、政治史的背景への踏み込みがなく、フーバーの生涯も「終章」で略述されるのみである。西川正雄編『ドイツ史研究入門』（東京大学出版会、昭和59年）は、十分な紙面を擁していたこともあって、近代の各時代で概説書としてフーバーも挙げているが、肝心の「ヴァイマル共和国」に関する叙述（木村靖二（立教大学文学部教授）担当）は意外なものである。木村は、『ドイツ国制史』に付随する史料集は「法案・政府声明を中心に有益」と評価したものの、当時第6巻まで出ていた『ドイツ国制史』本体には触れなかったのである（第4刷（平成5年）、121頁）。木村は、『世界歴史体系 ドイツ史3』（山川出版社、平成9年）でも「第一次世界大戦下のドイツ」、「ヴァイマル共和国」を担当したが、本文でも参考文献欄でもフーバー関係の著作を一切顧慮していない。パーペン以降の大統領内閣や保守派の動向については、「ナチ党」政権への橋渡しという性格が強調され、シュミット・フーバー側の見方が加味されなかった（79-200頁、特に182頁以降）。木村らが2014年に刊行した新『ドイツ史研究入門』（山川出版社）に至っては、フーバー軽視が一層徹底されている。更に平島健司『ワイマル共和国の崩壊』（東京大学出版会、平成3年）なども、記述がブリュニング内閣崩壊で終了しており、研究者としても同時代人としても、フーバーに一切触れていない。

こうした日本学界に業を煮やしたのが雀部幸隆である。雀部はフーバーの有する破壊力を、ヴォルフガング・モムゼンのマックス・ヴェーバー批判を撃退するのに生かしたいと考え、『ヴェーバーとワイマル——政治思想的考察』（ミネルヴァ書房、平成13年）を執筆した。モムゼンが、ヴェーバーの構想した直接公選大統領制が議会政治を弱体化させ、大統領内閣から国民社会主義政権へとという潮流を作り出したと批判したのに対し、雀部は大統領内閣こそ国民社会主義政権（「主権的独裁」）に対する最後の防波堤（「委任的独裁」）だったのであり、ヴェーバーはその防波堤を用意した功労者だと、ヴェーバー評価の180度の転換を試みたのである。雀部はヴァイマル共和国末期に関する独自の政治史認識を持たなかったので、歴史認識はフーバー『ドイツ国制史』第6・7巻に依存することとなった（ヴィンクラーなども補充的には用いているが）。雀部は更に、自分が論拠としたフーバーの文章を自ら翻訳した（エルンスト・ルドルフ・フーバー（雀部幸隆編訳）「ワイマル共和国崩壊の憲政史的考察」、『名古屋大學法政論集』第193巻（平成14年）、

353-393頁、第194巻(平成14年)、413-442頁、第195巻(平成15年)、363-388頁。)。雀部の議論は、シュミットやフーバーがNSDAPの政権獲得後に同党に入党し、その政権下で指導的法学者になったという肝心の事実を顧慮せず、「委任的独裁」の当事者であるフーバーが書いた『ドイツ国制史』の自己弁護的性格に配慮しないなど、シュミットやフーバーへの距離を欠いているが、日本学界への問題提起としては、坂井榮八郎のニッパードイ論と同じく意味があった。だが予想通り、雀部の議論は「自然法理念に基づいていない」(2008年夏の筆者との会話に於ける若尾祐司の感想)などの評価の為なのか、大きな議論にはならなかった。ただ雀部の議論が無駄だった訳ではなく、雀部と交流がありヴィンクラーにも私淑する権左武志などは、そのシュミット研究にフーバーを加味している。

筆者はドイツ留学の度に、フーバー『ドイツ国制史』が常に図書館に備えられているのを見てきた。ヴィンクラー研究室の助手だったジークフリート・ヴァイヒライン(現フリブール大学教授・SPD 党員)の基礎演習では、学生に『ドイツ国制史』が出発点として熱心に勧められていた。権左は、ヴィンクラーが以前フライブルク大学教授だったことから、同地でフーバーと交流があったのではないかと推測している。また第45号(平成25年)のニッパードイ論でも触れたが、ニッパードイは『ドイツ史』の執筆に際し、フーバーを常に座右に置いていたという(101頁)。

- 10) Lebenslauf des Referendars Ernst Rudolf Huber, in: Ewald Grothe (Hrsg.), Carl Schmitt — Ernst Rudolf Huber Briefwechsel 1926–1981. Mit ergänzenden Materialien, Berlin: Duncker & Humblot, 2014, S. 394; Exposé (1946/47) von Ernst Rudolf Huber, in: Ebenda, S. 520; Martin Jürgens, Staat und Reich bei Ernst Rudolf Huber. Sein Leben und Werk bis 1945 aus rechtsgeschichtlicher Sicht, Frankfurt (M): Peter Land, 2005, S. 5-6.
- 11) Jürgens, S. 7-9; Brief von Carl Schmitt an Ernst Rudolf Huber, Godesberg 16. Oktober 1926, in: Grothe (Hrsg.), Carl Schmitt — Ernst Rudolf Huber, S. 58; Brief von Carl Schmitt an Ernst Rudolf Huber, Bonn 22. Mai 1926, in: Ebenda, S. 54; Carl Schmitt, Dissertationsgutachten über Ernst Rudolf Huber, in: Ebenda, S. 394 f.; Brief von Carl Schmitt an Oskar Siebeck, Godesberg 18. März 1927, in: Ebenda, S. 396 f.
- 12) Jürgens, S. 9-11; Grothe, Über den Umgang mit Zeitenwenden, S. 223; Ernst Rudolf Huber, Carl Schmitt in der Reichskrise der Weimarer Endzeit, in: Helmut Quaritsch (Hrsg.), Complexio Oppositorum. Über Carl Schmitt, Berlin: Duncker & Humblot, 1988, S. 35; Ernst Rudolf Huber, Carl Schmitt in der Reichskrise der Weimarer Endzeit, in: Helmut Quaritsch (Hrsg.), Complexio Oppositorum — Über Carl Schmitt, Berlin: Duncker & Humblot, 1988, S. 35 f.

- 13) Jürgens, S. 11–14, 45; Huber, Carl Schmitt in der Reichskrise, S. 35–50; Brief von Carl Schmitt an Ernst Rudolf Huber, Berlin 28. Januar 1931, in: Grothe (Hrsg.), Carl Schmitt — Ernst Rudolf Huber, S. 78 f. ; Brief von Ernst Rudolf Huber an Carl Schmitt, Berlin 28. August 1932, in: Ebenda, S. 107; Brief von Ernst Rudolf Huber an Carl Schmitt, Berlin 31. Oktober 1932, in: Ebenda, S. 112; Brief von Carl Schmitt an Ernst Rudolf Huber, Berlin 15. Oktober 1931, in: Ebenda, S. 92; Huber, Carl Schmitt in der Reichskrise der Weimarer Endzeit, S. 36–50.
- 14) Jürgens, S. 14–23; Grothe, Über den Umgang, S. 222–224; Ralf Walkenhaus, Konservatives Staatsdenken. Eine wissenschaftliche Studie zu Ernst Rudolf Huber, Berlin: Akademie-Verlag, 1997, S. 393–403; Brief von Ernst Rudolf Huber an Carl Schmitt, Bonn 14. April 1933, in: Grothe (Hrsg.), Carl Schmitt — Ernst Rudolf Huber, S. 136; Brief von Carl Schmitt an Ernst Rudolf Huber, Berlin 22. Januar 1933, in: Ebenda, S. 170; Brief von Ernst Rudolf Huber an Carl Schmitt, Kiel 17. April 1934, in: Ebenda, S. 372; Brief von Carl Schmitt an Ernst Rudolf Huber, Berlin 16. Juni 1934, in: Ebenda, S. 186; Brief von Ernst Rudolf Huber an Carl Schmitt, Kiel 12. Oktober 1934, in: Ebenda, S. 202 f. ; Exposé (1946/47) von Ernst Rudolf Huber, S. 525 f.; Aussprache zu dem Referat von Ernst Rudolf Huber, in: Quaritsch (Hrsg.), Complexio Oppositorum, S. 52.
- 15) Jürgens, S. 23–27; Brief von Ernst Rudolf Huber an Carl Schmitt, Leipzig 30. Mai 1939, in: Grothe (Hrsg.), Carl Schmitt — Ernst Rudolf Huber, S. 257.
- 16) Jürgens, S. 27–30.
- 17) Jürgens, S. 32–34; Brief von Carl Schmitt an Ernst Rudolf Huber, Berlin 26. Oktober 1940, in: Grothe (Hrsg.), Carl Schmitt — Ernst Rudolf Huber, S. 270; Brief von Carl Schmitt an Ernst Rudolf Huber, Anger bei Bad Reichenhall vor 26. August 1949, in: Ebenda, S. 349.
- 18) Jürgens, S. 34–36; Grothe, Über den Umgang, S. 227–229; Ewald Grothe, Eine „lautlose“ Angelegenheit? Zur Rückkehr des Verfassungshistorikers Ernst Rudolf Huber in die universitäre Wissenschaft nach 1945, in: Zeitschrift für Geschichtswissenschaft 47 (1999), S. 984 f.; Brief von Ernst Rudolf Huber an Carl Schmitt, Falkau 11. Juni 1948, in: Grothe (Hrsg.), Carl Schmitt — Ernst Rudolf Huber, S. 324; Brief von Ernst Rudolf Huber an Rudolf Smend, Falkau 10. März 1947, in: Ebenda, S. 495; Exposé (1946/47) von Ernst Rudolf Huber, S. 520–576.
- 19) Jürgens, S. 35–38; Grothe, Eine „lautlose“ Angelegenheit?, S. 987–990; Brief von Carl Schmitt an Ernst Rudolf Huber, Anger bei Bad Reichenhall vor 26. August 1949, in: Grothe (Hrsg.), Carl Schmitt — Ernst Rudolf Huber, S. 349.
- 20) Jürgens, S. 38–43; Grothe, Eine „lautlose“ Angelegenheit?, S. 990–997.
- 21) Jürgens, S. 41–43.

- 22) Brief von Carl Schmitt an Ernst Rudolf Huber, Berlin 21. August 1942, in: Grothe (Hrsg.), Carl Schmitt — Ernst Rudolf Huber, S. 300.
- 23) Ernst Rudolf Huber, Heer und Staat in der deutschen Geschichte, Hamburg: Hanseatische Verlagsanstalt, 1938, S. 7–20.
- 24) Huber, Heer und Staat, S. 20–30.
- 25) Huber, Heer und Staat, S. 30–57.
- 26) Huber, Heer und Staat, S. 58–81.
- 27) Huber, Heer und Staat, S. 81–96.
- 28) Huber, Heer und Staat, S. 109–110.
- 29) フーバーは、講演「ゲーテと国家」(1944年)で、ゲーテの国家観を描写している。フーバーが注目したのは、「人道性」(Humanität)と「国民性」(Nationalität)との統一(普遍的なものとの個別のものとの両立)、「民衆」(Volkheit)と「暴徒」(Pöbel, Masse)との区別、ドイツ人の国民国家への団結によるフランス革命の暴走への抵抗であった(Ernst Rudolf Huber, Goethe und der Staat (Straßburg 1944))。
- 30) 「フリードリヒ大王期の国家理念と祖国」(1942年)でフーバーは、帝国愛国主義の代表者としてライプニッツを、分邦愛国主義の形成者としてフリードリヒ大王を挙げ、後者が「ドイツの英雄」としてプロイセン国外でもゲーテらに称揚されたと指摘されている。ただフーバーは、プロイセンが「ドイツ的使命」に19世紀まで一貫して奉仕したかのような歴史像は否定し、飽くまで自国中心主義だったこと、「ドイツ国民理念」と「プロイセン分邦割拠主義」との間に矛盾があったことも指摘している(Ernst Rudolf Huber, Die friderizianische Staatsidee und das Vaterland, in: Ders., Nationalstaat und Verfassungsstaat. Studien zur Geschichte der modernen Staatsidee, Stuttgart: Kohlhammer, 1965, S. 30–47.)。
- 31) Ernst Rudolf Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 1, Nachdruck der zweiten, verbesserten Aufl., Stuttgart: Kohlhammer, 1975, S. 3–74.
- 32) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 1, S. 75–91.
- 33) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 1, S. 95–313.
- 34) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 1, S. 314–386.